公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３４４号
札幌市豊平区水車町７丁目２番12号　ＡＭＳ水車町102号
債務者　伊藤　　徹
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　純也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８３号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目１番14―506号
債務者　安藤　　隆
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　七尾　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６４４号
名古屋市中区大須３丁目13番36号　第２ニシノビル304号、従前の住所名古屋市中川区春田１丁目181番地の１
債務者　ゴルフ冒険王こと松本政一こと　**呉**　政一
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿谷　史枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４８号
京都市南区唐橋平垣町61番地　ラ・パルフェ・ド・プレオ504号
債務者　板谷　高宏
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１４３号
熊本市中央区平成２丁目11番20号　ルネッサンス平成402
債務者　**今**坂恵一郎
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　崇弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１４５号
熊本市東区下江津８丁目11番５号
債務者　松岡　和美（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２８４号
大阪府松原市天美我堂１丁目７番地（Ａ棟207号）
債務者　長藁　凌樹
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　稔郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４７号
兵庫県西宮市津門宝津町２番９―308号
債務者　伊藤　幹子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬渡　英樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３０８号
さいたま市岩槻区大字尾ケ崎620番地
債務者　濱野　　清
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３０９号
さいたま市岩槻区大字尾ケ崎620番地
債務者　濱野　宏幸
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川高史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３９２号
さいたま市北区土呂町１丁目70番地16　ルミエール小鳩２―103
債務者　小倉　良一
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４１８号
さいたま市見沼区大字東宮下799番地
債務者　力丸　　睦
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４４８号
埼玉県新座市畑中１丁目８番30―504号
債務者　近藤淑娟こと　王　　淑娟
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　正道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４６６号
埼玉県北足立郡伊奈町栄１丁目39番地１　レピュート加藤２―103
債務者　齊藤由美子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　享子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７６号
兵庫県西宮市東町２丁目７番27号
債務者　井上　浩和
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪川　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０５号
宮崎市太田１丁目３番21号　ヴァンベール大淀Ｄ―２号、前住所福岡市博多区榎田１丁目９番13―1007号
債務者　下湯　慎也
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畝原　孝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所破産係